

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第26号 平成21年1月19日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課

第2期土地区画整理審議会委員に立候補される方は、 お早めにお申し出ください！（詳細は4ページを参照ください）

皆様には、日ごろから本事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
来たる、2月22日（日）に第2期福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会委員の選挙を行います。権利者の皆様の代表を選出していただく大事な選挙になりますので、投票をお願いするとともに、審議会委員に立候補をされる方は、いくつかの届出が必要となりますので、お早めに羽村駅西口土地区画整理事務所までお申し出くださいますようお願いいたします。

立候補届出受付期間	平成21年1月31日から2月9日 (土・日も受付します。)
受付場所	羽村駅西口土地区画整理事務所
受付時間	午前9時から午後5時まで

本事業に関するご質問について

昨年の2月から3月にかけて、換地設計（案）の個別説明を実施し、権利者の皆様から貴重なご意見ご要望を頂きました。本年も引き続き、これらのご意見ご要望については、換地設計基準等に照らしつつ、その内容をできるだけ取り入れるよう、土地区画整理審議会のご意見を伺いながら見直しを検討してまいります。

なお、「補償に関するもの」、「工事実施時期等に関するもの」、「事業の見直し等に関するもの」についてのご意見ご要望をいただいた方には、既に昨年12月に個別に回答いたしておりますが、その概要についてお知らせいたします。

第26号の主な内容

- 1 本事業に関するご質問への回答
- 2 羽村駅西口公園の撤去工事について
- 3 公金支出差止等請求控訴事件について
- 4 羽村駅西口土地区画整理審議会委員に立候補される方へ

1 本事業に関するご質問への回答

【補償に関するご質問について】

補償に関するご質問については、補償内容、補償金額、移転時期等でありましたことから、平成20年5月30日発行の情報紙「まちなみ」第22号等により、移転補償額等の算定モデルをお知らせしたところでございます。

また、個別の移転補償金の内容等につきましては、換地設計を決定した後、移転計画に応じて補償調査を実施したうえで、移転方法、補償額等が明らかになりますので、現段階でお示しすることはできませんが、換地設計を決定した後、移転計画を立案したうえで、説明会を開催いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、本事業の進捗状況等につきましては、今後も情報紙「まちなみ」等でお知らせしていきます。

【工事実施時期等に関するご質問について】

工事実施時期等に関するご質問については、今後、段階的に決定していく事項となりますことから、換地設計を決定していくことが最優先事項となります。

そのため、工事実施時期等については、換地設計を決定したうえで、上下水道等の供給処理施設や造成計画を踏まえた移転計画を立案し、移転補償の説明会と併せ工事の説明会も開催いたします。

なお、本事業の進捗状況等につきましては、今後も情報紙「まちなみ」等でお知らせしていきます。

【事業の見直し等に関するご質問について】

事業の必要性につきましては、これまで、説明会、情報紙「まちなみ」等で随時ご説明してきましたが、羽村駅西口土地区画整理事業地区内の生活道路は、道路延長の約50%が幅員4m未満の狭い道路で、その形状も不整形となっていることから、不便を感じている方がいらっしゃいます。

さらに、交通量の多い狭い道路や交差点形状の悪い箇所、歩道区分のない道路など、交通安全上、問題のある場所が多数存在しています。

このように、地区内の現状は、自動車の相互通行に支障を来し、歩行者も自動車が通るたびに横へ逃れるなど、交通安全における日常的な不安は解消されません。

このような問題を解決していくためには、部分的な整備ではなく、一定の区域、つまり点ではなく面による都市基盤整備が有効でありますことから、その手法として、羽村駅西口土地区画整理事業を推進していく必要があります。

羽村駅西口土地区画整理事業は、「人と環境に優しいまちづくり」を目指し、そのコンセプトの一つとして、阪神・淡路大震災などの教訓を活かした災害に強いまち、また、交通安全や防犯にも配慮し、日常生活において安心して生活できる、安全性に配慮したまちづくりを掲げており、現在、その実現に向けて取り組んでおります。

具体的な施策として、災害対策では、公園、緑地、街路空間の確保や整備、また、建物の耐震化の促進、消防車などの緊急車両が、円滑に活動することが可能な生活道路の整備などを進めていきます。

交通安全・防犯対策では、誰もが安全・安心に区内を移動できる歩道のループ化や歩道と車道の分離、十分な歩道幅員の確保、段差の解消、区内の生活道路への通過車両の排除、魅力あるサイン表示の設置などを進めるほか、特色ある街区公園、電線類の地中化、省エネ対策など、総合的に市民が生活しやすい、まちづくりを行っていく考えであります。

以上のとおり、健全で持続可能な都市を目指していくことは、行政として取り組まなければならない最重要施策であり、今後も羽村駅西口土地区画整理事業により区内の都市基盤整備を進めていく考えであります。

2 羽村駅西口公園の撤去工事について

このたび、羽村駅西口駅前周辺の整備を進めるため、「羽村駅西口公園」の撤去工事を行います。工事期間は、平成21年1月下旬から平成21年3月下旬を予定しています。

工事中は、何かとご不便をお掛けいたしますが、工事施工には十分注意を払い進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

3 公金支出差止等請求控訴事件について

平成19年10月19日の東京地方裁判所の判決を不服として、東京高等裁判所に控訴されておりました「公金支出差止等請求事件」について、平成21年1月14日（水）、東京高等裁判所第9民事部において、羽村駅西口土地区画整理事業権利者の会に対する羽村市の補助金支出が適性に執行されていることが認められる判決がでました。

【事件番号】平成19年（行コ）第384号 公金支出差止等請求控訴事件
（原審・東京地方裁判所 平成18年（行ウ）第70号）

※ 東京高等裁判所判決文の写しは、区画整理管理課、羽村駅西口土地区画整理事務所及び羽村駅西口個別説明事務所でご覧になることができます。

なお、羽村市のホームページに抜粋を掲載（Top、プレスリリース一覧、平成21年1月14日）していますので、あわせてご覧ください。

4 羽村駅西口土地区画整理審議会委員に立候補される方へ

委員に立候補される方は、立候補受付期間中に羽村市長あてに立候補の届出をしてください。

また、候補者を推せんする場合は、候補者の承諾書を添付してください。

なお、届出書には押印が必要です。（法人の場合は印鑑登録された印鑑で押印してください。また、印鑑証明書と資格証明書を添付してください。）

立候補届出受付期間	平成21年1月31日から2月9日 (土・日も受付します。)
受付場所	羽村駅西口土地区画整理事務所
受付時間	午前9時から午後5時まで

【立候補者等が届出を必要とする書類】

- ・ 土地区画整理審議会委員立候補届 または
土地区画整理審議会委員立候補推せん届 及び 立候補推せん届出承諾書
- ・ 選挙公報原稿（選挙公報に載せますので、
所信をご自由に記載し提出してください。）



必要な届出書類は、羽村駅西口土地区画整理事務所にありますので、

お早めのお申し出とご提出に
ご協力お願いいたします。

お問い合わせはこちらへ

○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【所在地】羽村市羽東1-29-35

TEL(042)570-7474

※ 祝日は、閉所します。

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【所在地】羽村市羽東1-14-1

TEL(042)554-9026

※ 祝日は、閉所します。